

別添 2 農泊推進型（農泊推進事業、人材活用事業及び農家民宿転換促進費並びに市町村・中核法人実施型及び農家民泊経営者等実施型）

第 1 目的

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいいます。

令和 5 年 3 月に策定された「観光立国推進基本計画」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、さらに現在検討中である新たな「食料・農業・農村基本計画 骨子（案）」の議論において、インバウンドを含む旅行者の農山漁村への誘客促進や、宿泊単価の向上に資する取組の推進に加え、インバウンドによる食関連消費の拡大を新たな政策の柱として位置づけられるといった方向性も示されています。

これらを踏まえ、今後の農泊の推進においては、これまで以上に食材・歴史文化・景観など農山漁村ならではの多様な地域資源を活用し、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者の増加や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

このため、引き続き農泊をビジネスとして実施するための実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるほか、専門家の活用や単価の引上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組における経営強化及び農泊施設の整備等に向けた取組を支援します。

第 2 提案書の作成及び提出

1 応募に必要な書類

（1）令和 7 年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）

（2）提案書に添付する資料

事業ごとに添付資料が異なるため、提案する事業内容に応じて次のアからカまでに記載した書類を必ず提出してください。

ア 農泊推進事業「農泊地域創出タイプ」の事業を実施する場合の添付資料

（ア）地域協議会が事業実施主体となる場合

a 実施要領案別記 4 の第 1 に定義する地域協議会（以下「地域協議会」という。）の設立を確認できる資料（提案書類の提出時点において地域協議会が設立されていない場合には、設立のための規約等の案を添付することも可能。また、「農家民泊経営者等実施型」の事業を併せ行う場合には、カの（ケ）の資料により替えるものとします。ただし、交付等要綱第 5 に規定する農山漁村振興推進計画及び交付等要綱第 6 に規定する事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）の申請を行う時点までに、地域協議会を設立する必要があることに留意してください。）

b 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料

c 「第 3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料

（イ）地域協議会以外が事業実施主体となる場合

a 設立趣意書、定款、寄附行為、規約

- b 提案者の過去3年間の事業実績を確認できる資料（設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料。）
- c 提案者の過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）
- d 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
- e 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料

イ 農泊推進事業「農泊地域経営強化タイプ」の事業を実施する場合の添付資料

- (ア) 地域協議会の設立が確認できる資料
- (イ) 提案者が開催した直近の総会等の資料及び予算・決算資料
- (ウ) 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
- (エ) 事業費の算出決定の根拠となる資料
- (オ) 過去に国からの交付金を得て、農泊事業に取り組んだ内容が分かる資料
- (カ) 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料

ウ 人材活用事業「専門家タイプ」の事業を実施する場合の添付資料

どのような専門的知識を有する専門家を受け入れるのか、また、専門家による活動内容やどの程度の頻度で取組を実施するのか具体的に確認できる資料

エ 「農家民宿転換促進費」の事業を実施する場合の添付資料

提案者が事業を実施する区域の存する市町村（都道府県）において定められている、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく簡易宿所の営業許可を取得するために最低限必要となる設備の整備内容が確認できる資料

オ 「市町村・中核法人実施型」の事業を実施する場合の添付資料

- (ア) 市町村が事業実施主体となる場合
 - a 収支計算様式（市町村・中核法人実施型）
 - b 費用対効果分析表（施設を新設する場合のみ添付する。）
 - c 施設の運用方針
 - d 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - e 整備対象施設又は予定地の現況写真、施設位置図及び計画施設平面図
 - f 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
 - g 地域の農泊の取組に係る収支計画
 - h 償還計画書等資金調達関係資料
 - i 施設及び土地の所有状況関係資料
 - j 施設整備に係る全体工程表
 - k 貸借による施設整備を行う場合には、施設及び土地に係る賃貸借契約書の写し（施設等の利用に対する同意書など賃貸借契約を締結する確実

性が確認できる書類でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までに契約を締結する必要があることに留意してください。)

- l 地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用する場合には、地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定されたこと（提案書類の提出時点において地域の防災計画等に位置付けられていない又は指定避難所等として指定されていない場合には、計画等案を添付することも可能。）が分かる資料

- m 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料

(イ) 市町村以外が事業実施主体となる場合

- a 収支計算様式（市町村・中核法人実施型）
- b 費用対効果分析表（施設を新設する場合のみ添付する。）
- c 施設の運用方針
- d 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- e 整備対象施設又は予定地の現況写真、施設位置図及び計画施設平面図
- f 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
- g 地域の農泊の取組に係る収支計画
- h 償還計画書等資金調達関係資料
- i 施設及び土地の所有状況関係資料
- j 施設整備に係る全体工程表
- k 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約
- l 過去3年間の事業実績が確認できる資料（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合はその内容が確認できる資料。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料。）
- m 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）
- n 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
- o 貸借による施設整備を行う場合、施設及び土地に係る使用貸借（市町村所有物件を整備する場合に限る。）契約書又は賃貸借契約書の写し（施設等の利用に対する同意書など賃貸借及び使用貸借契約を締結する確実性が確認できる書類でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までに契約を締結する必要があることに留意してください。)
- p 地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用する場合には、地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定されたこと（提案書類の提出時点において地域の防災計画等に位置付けられていない又は指定避難所等として指定されていない場合には、計画等案を添付することも可能。）が分かる資料
- q 金融機関等から借入れを行う場合には、借入れ計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入れ金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

- r 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料
- カ 「農家民泊経営者等実施型」の事業を実施する場合の添付資料
- (ア) 収支計算様式（農家民泊経営者等実施型）
 - (イ) 施設の運用方針
 - (ウ) 宿泊施設名及び経営者の氏名
 - (エ) 整備対象施設の現況写真、施設位置図及び計画施設平面図
 - (オ) 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
 - (カ) 連携体の農泊の取組に係る収支計画
 - (キ) 施設及び土地の所有状況関係資料
 - (ク) 施設整備に係る全体工程表
 - (ケ) 農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済であること並びに事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていることが確認できる資料
 - (コ) 地域協議会と単一又は複数の農家民泊経営者等との協定の締結が確認できる文書（協定書等の案及び協定が確実に締結されることが確認できる資料でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までに契約を締結する必要があることに留意してください。）
 - (サ) 提案された事業を主導する地域協議会の代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
 - (シ) 各農家民泊経営者等の自己負担分の返済の見込み及び施設の運営能力を確認できる資料
 - (ス) 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体（以下「連携体」という。）の構成員である各農家民泊経営者等が、提案時までに宿泊を提供していたこと及び農家民泊に該当することが確認できる資料（新規開業ではないことが確認できる資料。）
 - (セ) 地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用する場合には、地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定されたこと（提案書類の提出時点において地域の防災計画等に位置付けられていない又は指定避難所等として指定されていない場合には、計画等を添付することも可能。）が分かる資料
 - (ソ) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入れ計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入れ金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）
 - (タ) 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判15ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙1の4～10を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 15 ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは 11 ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 過去の交付決定の取消し

提案者が、提案書類の提出から過去 3 年以内に補助金適正化法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

第3 審査の観点

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

1 農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）、人材活用事業及び農家民宿転換促進費並びに市町村・中核法人実施型及び農家民泊経営者等実施型

	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
事 必 項 須	1	採択要件の確認	有無で判断	・第3の4 要件不備事由に該当しない。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着眼点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳及び積算根拠は、明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	合意形成の手法	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。
	2	農泊実施のための実施体制の適格性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか、又は今後の法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。
	3	地域資源の活用	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・従来からの観光資源に留まらず、古民家や地域食材及び地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。
	4	マーケティング手法等の有効性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。
	5	農林漁業者への裨益	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどのように寄与するのか明確にされているか。
	6	行政との連携の有無	5点	A：5点 B：— C：3点 D：— E：0点	・市町村が事業実施主体に参画若しくは連携体として関わっているか、又は都道府県で行う広域ネットワーク推進事業において農泊実施地域として選定された団体であるか。
	小計		30点		

施策との関連等	1	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1つでも該当すれば3点	-	・中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合
		みどりの食料システムとの関連		-	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合
		「デジ活」中山間地域との関連		-	・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合
		二地域居住の推進に向けた取組との関連		-	・広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき市町村が策定する特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組である場合。
		農林漁業循環経済先導計画との関連		-	・みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であるもの。
	2	地域再生計画との関連	1点	-	・地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合
	3	国土強靱化地域計画との関連	1点	-	・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合
	4	地域おこし協力隊との連携	1点	-	・総務省の地域おこし協力隊（元隊員含む）を農泊の取組において活用する場合
	5	交付決定取消しの原因となる行為の有無	△15点	-	・過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 必須事項の採択要件を満たさない項目が1つでもある場合は不合格となる。

※3 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

※4 農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）・人材活用事業のみの提案でも本審査基準を適用する。

2 農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）、人材活用事業及び農家民宿転換促進費並びに市町村・中核法人実施型及び農家民泊経営者等実施型

	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
事 必 項 須	1	採択要件の確認	有無で判断	・第3の4 要件不備事由に該当しない。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着眼点内訳
共 通 事 項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳及び積算根拠は、明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個 別 事 項	1	合意形成の手法	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。
	2	選定要件に係る取組の実現性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・過去に実施した農泊推進事業で明らかになった地域の「強み」と「弱み」を踏まえた新たな取組になっているか。 ・単価の引き上げや経営コストの節減により高付加価値を目指す取組が検討されているか。
	3	地域資源の活用	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・従来からの観光資源に留まらず、古民家や地域食材及び地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。
	4	マーケティング手法等の有効性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。
	5	農林漁業者への裨益	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどのように寄与するのか明確にされているか。
	6	行政との連携の有無	5点	A：5点 B：— C：3点 D：— E：0点	・市町村が事業実施主体に参画若しくは連携体として関わっているか、又は都道府県ネットワーク組織を構築済みの都道府県において、当該組織に農泊地域として参画している団体であるか。
	小計		30点		

施策との関連等	1	インバウンドへの対応	15点	-	・「農泊インバウンド受入促進重点地域」の選定地域であるか。
	2	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1つでも該当すれば3点	-	・中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合
		みどりの食料システムとの関連		-	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合
		「デジ活」中山間地域との関連		-	・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合
		二地域居住の推進に向けた取組との関連		-	・広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき市町村が策定する特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組である場合。
		農林漁業循環経済先導計画との関連		-	・みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であるもの。
	3	地域再生計画との関連	1点	-	・地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合
	4	国土強靱化地域計画との関連	1点	-	・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合
	5	地域おこし協力隊との連携	1点	-	・総務省の地域おこし協力隊（元隊員含む）を農泊の取組において活用する場合
	6	交付決定取消しの原因となる行為の有無	△15点	-	・過去3カ年に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 必須事項の採択要件を満たさない項目が1つでもある場合は不合格となる。

※3 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

※4 農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）・人材活用事業のみの提案でも本審査基準を適用する。

3 市町村・中核法人実施型又は農家民泊経営者等実施型のみを実施する場合

	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
事 必 項 須	1	採択要件の確認	有無で 判断	・第3の4 要件不備事由に該当しない。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着眼点内訳
共 通 事 項	1	事業の趣旨・目的の 理解度	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・整備内容、年度別計画、土地等の権利設定、資金確保は妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個 別 事 項	1	合意形成の手法	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。
	2	農泊実施のための実施体制の適格性	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか、又は今後の法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。
	3	地域資源の活用	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・従来からの観光資源に留まらず、古民家や地域食材及び地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。
	4	マーケティング手法等の有効性	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。
	5	農林漁業者への裨益	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどのように寄与するのか明確にされているか。
	6	行政との連携の有無	5点	A : 5点 B : — C : 3点 D : — E : 0点	・市町村が事業実施主体に参画若しくは連携体として関わっているか、又は都道府県で行う広域ネットワーク推進事業において農泊実施地域として選定された団体であるか。
小計			30点		

施策との関連等	1	インバウンドへの対応	15点	-	・「農泊インバウンド受入促進重点地域」の選定地域であるか
	2	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1つでも該当すれば3点	-	・中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合
		みどりの食料システムとの関連		-	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合
		「デジ活」中山間地域との関連		-	・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合
		二地域居住の推進に向けた取組との関連		-	・広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき市町村が策定する特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組である場合。
		農林漁業循環経済先導計画との関連		-	・みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であるもの。
	3	地域再生計画との関連	1点	-	・地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合
	4	国土強靱化地域計画との関連	1点	-	・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合
	5	地域おこし協力隊との連携	1点	-	・総務省の地域おこし協力隊（元隊員含む）を農泊の取組において活用する場合
	6	交付決定取消しの原因となる行為の有無	△15点	-	・過去3カ年に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 必須事項の採択要件を満たさない項目が1つでもある場合は不合格となる。

※3 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

4 要件不備事由（審査対象外となるもの）

	要件不備該当事項	特に注意する内容
対象全般	取組実施地域の全部又は一部が実施要領別表 1「対象地域」の(1)～(14)の地域に含まれていない	
	事業実施主体が実施要領別表 1「事業実施主体」に該当しない	市町村・中核法人実施型又は農家民泊経営者等実施型の単独提案の場合、地域協議会が存在していないと「地域協議会の中核となる法人」に該当しない
	提案書の提出に必要な添付書類一覧に記載されている提出書類が添付されていない（添付できない適正な理由が未添付）	
農泊推進事業		
(1) 農泊地域創出タイプ	これまで農泊推進事業を実施している	取組エリア・構成員・事務局・取組内容等がほぼ同一であり、既存取組地域と区分、整理ができていない
(2) 農泊地域経営強化タイプ	農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）、市町村・中核法人実施型もしくは農家民泊経営者等実施型を実施し完了した地域ではない	
	令和6年度末までに農山漁村振興交付金のうち、農泊に係る個別地域向けの各事業を実施・完了した地域協議会ではない	
	これまでに農泊推進事業で取り組んでいない新たな取組となっていない	
	地域協議会内の宿泊・食事・体験等のコンテンツに係る料金単価の引き上げがみられない	
人材活用事業		
(1) 研修生タイプ	提案内容が研修生の活用ではない	構成員の活用が含まれている
	雇用する人材が地域おこし協力隊の地域要件と被っている	
(2) 専門家タイプ	提案の内容が地域が有する課題解決のために必要な専門的知識を持った専門家の活用ではない	構成員の活用が含まれている
	地域が有する課題解決に必要な専門的スキルが不明である	
農家民宿転換促進費	旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可に最低限必要となる施設の整備に係る経費が適切に積算されていない。また、要望額が最低限必要となる整備に係る経費の1/2以内となっていない	
市町村・中核法人実施型	事業実施期間内に竣工する見込みがない	2年間で竣工するとなっていない（工事完了しても営業開始とならない）
	各事業年度の施工内容が明らかではなく、年度ごとの事業費が明確に分けられていない	施工スケジュールは2年間となっているが、経費の内訳が1年間となっている
	賃貸借で整備する場合、賃貸借契約が確実に行われる見込みがない（必要書類が添付されていない）	賃貸借契約の内容が、使用内容、改修内容、利用者、契約年数の制限等が設けられ、農泊の取組が見込めない
	賃貸借整備物件ではない（賃貸借契約で整備する施設が、遊休施設を宿泊施設として改修するものではない）	施設を取得する場合は、宿泊施設以外の利用（カフェ、体験）が可能であるが、賃貸借の場合は宿泊施設の利用に限定となっていない
	これまで農家民泊経営者等実施型の施設整備事業を実施している	
	要望額が国費の1地域あたり上限額を超えている（特に施設整備事業追加提案の場合）	
農家民泊経営者等実施型	農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みではない、又は、協議会及び法人が設立されているが、事業実施区域内での宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていない	
	事業実施期間内に竣工する見込みがない	1年間で竣工するとなっていない（工事完了しても営業開始とならない）
	旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可に最低限必要となる施設の整備であるかが明確ではない（質の向上以外の場合）	老朽化に伴う改修は質の向上ではない（バリアフリーとか手摺り設置等が可能）
	施設、土地を所有していない（所有していない場合、所有とみなすことができる合理的な理由がない）	
	これまで市町村・中核法人実施型の施設整備事業を実施している	
	要望額が国費の1地域あたり上限額を超えている（特に施設整備事業追加提案の場合）	

別添様式

令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について

(地域資源活用価値創出対策)

地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型)及び

地域資源活用価値創出整備事業(農泊推進型)

令和7年度農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進型)及び地域資源活用価値創出整備事業(農泊推進型)の実施要領案、公募要領に定める要件及び注意事項等を全て了解した上で、下記のとおり、令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書を提出します。

1 提案者

(1) 農泊推進事業、人材活用事業

フリガナ	
事業実施主体名	
組織形態	
事業実施地域の所在する都道府県・市町村	
フリガナ	
代表者役職及び氏名	
事務局名	
事務局の所在地	
事務局の連絡先 TEL	
事務局の連絡先 E-mail	
法人番号	

(2) 農家民宿転換促進費、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

フリガナ	
事業実施主体名	
組織形態	
事業実施地域の所在する都道府県・市町村	
フリガナ	
代表者役職及び氏名	
事業実施主体の所在地	
事業実施主体の連絡先 TEL	
事業実施主体の連絡先 E-mail	
法人番号	

(「有」又は「無」を選択して下さい。)

過去3年以内に、補助金適正化法第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある	
有の場合は取消しを受けた年度	年度

2 提出先

3 提案するメニュー

取組を行う事業の欄に「○」を記入してください。

(1) 地域資源活用価値創出推進事業	
ア 農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）	
イ 農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）	
ウ 人材活用事業（研修生タイプ）	
エ 人材活用事業（専門家タイプ）	
オ 農家民宿転換促進費	
(2) 地域資源活用価値創出整備事業	
ア 市町村・中核法人実施型	
イ 農家民泊経営者等実施型	

注 (1) ウ又は(1) エは(1) ア又は(1) イと併用必須、(1) ウ又は(1) エのみは不可
(1) オは(2) イと併用必須、(1) オのみは不可
(2) ア及び(2) イはどちらかのみ

4 関係する都道府県及び府省庁へ提案書類を開示することについての意向

開示意向	
------	--

※開示可能な場合は「○ 可能」を、不可とする場合は「× 不可」を記入してください。

5 事業実施提案内容

別紙1「令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書」のとおり

6 添付資料

別紙2「提案書の提出における添付資料一覧表」のとおり

7 農泊推進事業及び施設整備事業共通事項

事業実施地域が下表のいずれかを含む地域に該当するか、該当する項目すべてに「○」を付してください。

該当するものすべてに「○」を記入してください。

① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項に基づき公示された特定農山村地域	
② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村	
③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（※） ※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む	
④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域	
⑤ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域	
⑥ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄	
⑦ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島	
⑧ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島	
⑨ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯	
⑩ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域	
⑪ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条第1項の規定に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域（水田地帯を除く。）	
⑫ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域	
⑬ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域	

⑭ 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落	
--	--

8 他国の補助事業・交付金事業

当該協議会が、当事業以外の国の補助事業・交付金事業を実施している、あるいは申請している場合は、事業名称を記載してください。

事業名称（省庁名）	
-----------	--

市町村名	部署名	担当者・連絡先等

※ 事実を確認した市町村の部署名、担当者名・連絡先等を記載してください。

別紙 1

事業開始年度	〇〇年度
目標年度	〇〇年度

令和 7 年度農山漁村振興交付金事業実施提案書

(地域資源活用価値創出推進事業 (農泊推進型) 及び
地域資源活用価値創出整備事業 (農泊推進型))

作成日	令和〇年〇月〇日
-----	----------

取組を行う事業の欄に「〇」を記入してください。

1 取組メニュー

(1) 地域資源活用価値創出推進事業	
ア 農泊推進事業 (農泊地域創出タイプ)	
イ 農泊推進事業 (農泊地域経営強化タイプ)	
ウ 人材活用事業 (研修生タイプ)	
エ 人材活用事業 (専門家タイプ)	
オ 農家民宿転換促進費	
(2) 地域資源活用価値創出整備事業	
ア 市町村・中核法人実施型	
イ 農家民泊経営者等実施型	

※推進事業を実施する場合は該当する取組事業に「〇」を記入してください。

※整備事業を実施する場合は該当する型に「〇」を記入してください。

2 事業実施主体等

2-1 農泊推進事業、人材活用事業

フリガナ	
事業実施主体名	
組織形態	
事業実施地域の所在する都道府県・市町村	
フリガナ	
代表者役職及び氏名	
事務局名	
事務局の所在地	
事務局の連絡先 TEL	
事務局の連絡先 E-mail	

2-2 農家民宿転換促進費、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型

フリガナ	
事業実施主体名	
組織形態	
事業実施地域の所在する都道府県・市町村	
フリガナ	
代表者役職及び氏名	
事業実施主体の所在地及び連絡先 TEL	

2-3 事業実施主体構成員

事業実施主体構成員 (団体・個人)の名称〔法人形態〕 所在地および連絡先 TEL	中核法人	事業実施主体内における役割

注1 地域協議会で応募する場合には、その構成員を「2-3 事業実施主体構成員」欄に記入してください。

注2 事業実施主体（団体）と連携する団体等があれば、構成員となる個人・団体又は連携する個人・団体の別が分かるように記入してください。

注3 作成の際は、必要に応じ複数ページとなるよう行を追加することも可能です（以下同じ。）。

注4 事業実施主体が連携体の場合は、地域協議会及びその構成員である農家民泊経営者等を全て記載してください。

2-4 農泊取組範囲

- ・ 提案する地域の取組範囲について、該当都道府県の詳細な地図上に赤線で囲むなど明確に示してください。
- ・ 取組の範囲内に、宿泊（橙色）、食事（緑色）、体験・交流（水色）を担う者の実施場所を網羅し、それぞれ着色の上、整理してください。

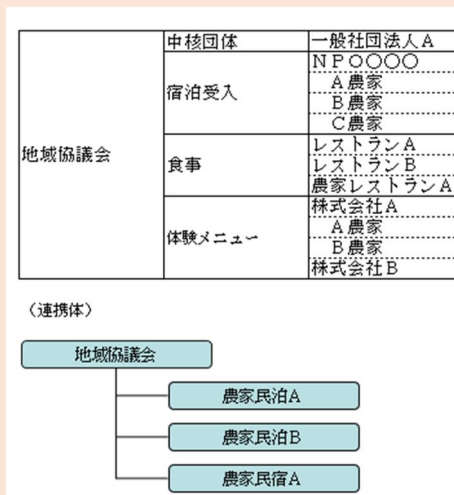
3 事業実施主体体制図

[実施体制図]

- ・ 宿泊・食事・体験メニューの提供といった機能をどの事業者が担っているか、又は担うことが見込まれるのか、図等を用いて分かりやすく記載してください。
- ・ 事業実施主体が地域協議会（予定含む）の場合、協議会構成員について担い手要件等は課しませんが、農林水産業に携わる者を含むこととします。その際、農林水産業に携わる者が把握出来るよう、体制図において該当する者にアンダーラインを付してください。

（例）

- ・ プロモーション担当 （株）〇〇
- ・ インバウンド旅行企画販売 （株）〇×



[会計事務の審査体制]

通常の審査体制		代表者が不在となった時の地位継承者	
・ 代表者等が不在となった場合の地位継承者を記載してください。			
運営責任者		運営責任者	
事務局長		事務局長	
経理責任者		経理責任者	

[会計監査及び事務監査の方法]

- ・ 会計監査の方法（例：公認会計士に定期的に確認を受ける等）を記載してください。

注1 事業に関係する者の全体像及び会計事務の審査体制が把握できるよう、図表（体制図）を用いて記載してください。

注2 連携する地方公共団体（都道府県、市町村）、研究機関等があれば（予定を含む）、事業実施主体体制図にそれぞれの役割を含めて記入してください。

注3 事業実施主体の代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理担当者が不在となった場合の地位承継者等を必ず記入してください。また、代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理担当者の経歴や実績（ただし、観光や地域振興に関係した分野に限定）の分かる資料を添付してください。

下記 4～10 は合計で 15 ページ以内としてください。また、提案しない事業項目は削除できます。

4 地域の現状・課題

- ・これまでの取組状況（宿泊者数、訪問者数、イベント、参加した展示会等）について、数値等データを元にして具体的に記載してください。
- ・これまでの取組等を通じて明らかになった課題について具体的に記載してください。

注1 農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）を提案する場合は、過去の農泊事業で取り組んだ内容を簡潔に記載した上で、新たな取組を行うこととなった背景や経緯についても記入してください。

注2 農家民泊経営者等実施型を提案する場合は、改修対象施設の旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得状況又は取得見込み（取得への課題等）について記入してください。

5 課題に対する対応（事業実施内容）

- ・実施する取組メニューごとに、取り組もうとしている内容について、取組を行う者、取組の時期、規模、場所、方法等を含めて、具体的に記載してください。
- ・「4 地域の現状・課題」で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対して本事業を活用するのか記載してください。
- ・実施要領別記4別表1の事項1の事業（農泊推進事業）、事項2の事業（人材活用事業）、事項4の事業（市町村・中核法人実施型）及び事項5の事業（農家民泊経営者等実施型）については、本事業終了後、引き続き地域で生産された農林水産物を用いた食事及び農林漁業体験等の提供を持続的な取組として継続するための工夫等について記載してください。

また、これらの事業における宿泊・食事・体験の提供に係る営業にあたっては、それぞれ以下の営業の継続期間において、以下の営業に当たっての基準を遵守してください。

（ただし、事業完了後に提供する食事メニュー及び体験プログラムについては必ずしも事業完了時点のものと同一である必要はありません。）

	営業に当たっての基準	営業の継続期間
① 別表1の事項1の事業（農泊推進事業）及び事項2の事業（人材活用事業）を行う場合	本様式の6の1-1で定める食事メニュー及び体験プログラムの提供数を下回らないこと	事業完了後5年間
② 別表1の事項4の事業（市町村・中核法人実施型）及び事項5の事業（農家民泊経営者等実施型）により宿泊施設の整備を行う場合	本様式の5で宿泊施設の類型ごとに定める営業基準日数を下回らないこと	交付対象施設の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間
③ ①及び②を合わせ行う場合	別表1の事項1及び2の事業については①の基準及び期間 別表1の事項4及び5の事業については②の基準及び期間	

【農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）】

- ・ 宿泊部門、飲食部門又は体験プログラム部門の別を問わず、客単価及び客数の向上に向けた具体的な取組を記載してください。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載してください。

【1年目（令和〇年度）】

（具体的な取組について記載）

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

[取組内容ごとの実施スケジュール]

番号	取組内容（注2）	スケジュール											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1													
2													
3													
4													
5													

- ・ 取組メニューごとに、実施スケジュールを記載してください。
（「スケジュール欄」に取組の実施期間を棒線等に表示してください）。

【2年目（令和○年度）】
（具体的な取組について記載）

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容	実施予定数		主要な 取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

[取組内容ごとの実施スケジュール]

[illegible]

【農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）】

- ・宿泊部門、飲食部門又は体験プログラム部門の別を問わず、客単価及び客数の向上に向けた具体的な取組を記載してください。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載してください。

【1年目（令和○年度）】

（具体的な取組について記載）

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容	実施予定数		主要な取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

[取組内容ごとの実施スケジュール]

番号	取組内容（注2）	スケジュール											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1													
2													
3													
4													

- ・取組メニューごとに、実施スケジュールを記載してください。
（「スケジュール欄」に取組の実施期間を棒線等に表示してください）。

【2年目（令和○年度）】
（具体的な取組について記載）

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容	実施予定数		主要な 取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

[取組内容ごとの実施スケジュール]

[illegible]

【人材活用事業（研修生タイプ）】

- ・ 目標の達成に向けた具体的な取組を記載してください。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載してください。

【1年目（令和〇年度）】

(具体的な取組について記載)

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容	実施予定数		主要な 取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

[取組内容ごとの実施スケジュール]

[illegible]

【2年目（令和○年度）】
（具体的な取組について記載）

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容	実施予定数		主要な 取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

[取組内容ごとの実施スケジュール]

[illegible]

【人材活用事業（専門家タイプ）】

- ・ 目標の達成に向けた具体的な取組を記載してください。また、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載してください。

【1年目（令和〇年度）】

(具体的な取組について記載)

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容	実施予定数		主要な 取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

「取組内容ごとの実施スケジュール」

[illegible]

【2年目（令和○年度）】
（具体的な取組について記載）

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容	実施予定数		主要な 取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

[取組内容ごとの実施スケジュール]

[illegible]

【農家民宿轉換促進費、市町村・中核法人実施型、農家民泊經營者等実施型】

- ・改修する施設、改修内容及び農泊推進事業との連携等を具体的に記載してください。
- ・農家民泊経営者等実施型の場合は、旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な改修内容とその他の改修内容とに分けて記載してください。
- ・整備した宿泊施設の営業に当たっては、交付対象施設の処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間内において、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型の対象となる宿泊施設の類型ごとに、以下に示す営業基準日数を下回らない営業を行ってください。

また、以下の基準を下回らざるを得ない場合については、その理由を備考欄に具体的に記載してください。併せて、取組内容ごとの実施予定の数量及び単位並びに主要な取組について下記の表に記載してください。

【1年目（令和〇年度）】

(具体的な取組について記載)

「取組内容ごとの実施予定数等」

番号	取組内容	実施予定数		主要な 取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

「取組内容ごとの実施スケジュール」

[illegible]

【2年目（令和○年度）】
（具体的な取組について記載）

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容	実施予定数		主要な 取組
		数量	単位	
1				
2				
3				
4				
5				

注1)「取組内容」の欄には、取組の内容を簡潔に記載してください。

注2)「主要な取組」の欄には、取組のうち「6 目標」に位置付けた目標項目の達成を図る上で、特に寄与すると考えられるものについて「○」を記入してください。

[取組内容ごとの実施スケジュール]

番号	取組内容（注2）	スケジュール											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1													
2													
3													
4													
5													

【宿泊施設の類型】	【営業基準日数】	【目標年度の営業日数】	【備考】
旅館・ホテル	20 日/月 かつ 240 日/年		
農家民宿	100 日/年		
農家民泊・民宿 等	50 日/年		

6 目標

- ・数値は、本計画で取り組む事業についてのみ記載してください（過年度に実施した事業の記載は不要です）。

1－1 目標（農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）、人材活用事業）

目標項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
売上高（円）			
延べ宿泊者数（人泊）			
評価指数項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
食事メニュー数			
体験プログラム数			

※数値は事業実施主体構成員の数値の単純合計を記載してください。

1－2 目標及び評価指標設定の考え方

- ・
- ・

2－1 目標（農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）、人材活用事業）

目標項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
売上高（円）			
延べ宿泊者数（人泊）			
料金単価（円）			
評価指数項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)

※数値は事業実施主体構成員の数値の単純合計を記載してください。

※売上高の目標は、交付申請額以上としてください。

※料金単価は、施設・メニュー毎に記載してください。

2－2 目標及び評価指標設定の考え方

- ・
- ・

3－1 目標（市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型）

目標項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)
売上高（円）				
延べ宿泊者数（人泊）				
評価指数項目	現状 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	途中年度 (令和○年度)	目標年度 (令和○年度)

※改修施設ごとの数値及びその合計値を記載してください。

3－2 目標及び評価指標設定の考え方

- ・
- ・

注1 目標年度は、農泊推進事業のみを実施する場合は事業完了年度、市町村・中核法人実施型又は農家民泊経営者等実施型を実施する場合は事業開始から起算して3年目とします。

注2 「目標設定の考え方」については、客観的な数値（例：県の観光計画、近年の旅行者数の伸び、インバウンド需要の伸び（LCC就航、クルーズ船入港計画等）、観光インフラ整備状況）を基礎として記載してください。また、参考となる資料は別添として添付してください。

注3 評価指標については、飲食店の来店者数、直売所の来場者数、体験プログラム数等、（1）～（3）の目標の達成に向けた指標項目を複数設定してください。

注4 「目標及び評価指標設定の考え方」には、目標年度までの途中年度の目標を記載してください。

7 年度別事業計画とその経費の内訳（※ 積算資料を添付して下さい。）

1 年目（令和○年度）の取組内容と主な経費

（単位：円）

取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
1 農泊推進事業					
農泊地域創出タイプ					
農泊地域経営強化タイプ					
2 人材活用事業					
研修生タイプ					
専門家タイプ					
3 市町村・中核法人実施型					
4 農家民泊経営者等実施型					
	（うち※1）	（うち※2）			
合 計					

2 年目（令和○年度）取組内容と主な経費

（単位：円）

取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考
1 農泊推進事業					
農泊地域創出タイプ					
農泊地域経営強化タイプ					
2 人材活用事業					
研修生タイプ					
専門家タイプ					
3 市町村・中核法人実施型					
4 農家民泊経営者等実施型					
	（うち※1）	（うち※2）			
合 計					

注1 取組内容は、「5 課題に対する対応（事業実施内容）」と整合を図ってください。

注2 経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください

注3 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体及び事業の名称等を備考欄に記載してください。

自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。

また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。

注4 交付金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。

注5 事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。

注6 謝金及び賃金については、単価とその単価が妥当で適正であることを示す根拠資料（地域協議会の謝金規程、雇用契約に基づく時間当たり単価等）を添付してください。

注7 農家民泊経営者等実施型において農家民宿転換促進費を活用する場合は、「総事業費」の欄において旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備の費用（※1）を、「本交付金」の欄において農家民宿転換促進費（※2）を括弧内に記載してください。

8 施設整備計画（市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型）

（１）事業内容及び事業量

- ・ 具体的な事業内容及び事業量を記載してください。併せて積算資料を添付してください。
- ・ 国費が５千万円を超える宿泊施設の整備を計画する場合は、対象施設の客室数等の施設規模が適正であることを具体的な数値をもって明らかにしてください。
- ・ 売買契約等所有権が確実に移転することを甲乙承認している書類（任意様式）を添付してください。

また、賃貸借契約又は使用貸借契約により事業を実施する場合にあっては、その契約の

（２）事業費及び資金計画

（単位：円）

施設名	事業費 A	国費 B	交付金以外の財源 $C = A - B$
	（うち注１）	（うち注２）	
	（うち注１）	（うち注２）	
	（うち注１）	（うち注２）	

※改修施設ごとに記載してください。

※農家民泊経営者等実施型において農家民宿転換促進費を活用する場合は、「事業費」の欄において旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するのに最低限必要な設備の整備の費用（注１）を、「国費」の欄において農家民宿転換促進費（注２）を括弧内に記載してください。

・ C 欄の資金計画

- ・ 出資、融資、自己資金等の資金計画を明らかにしてください。

（３）収支計画

（単位：円）

施設名				
年度	収入 a	支出 b	$c = a - b$	項目

施設名				
年度	収入 a	支出 b	$c = a - b$	項目
施設名				
年度	収入 a	支出 b	$c = a - b$	項目

※項目欄には、収入の基礎となるデータ（来客数、販売数、客単価等）及び支出の基礎となるデータ（仕入れ数、雇用者数、仕入れ単価等）を記載してください。

※改修施設ごとに当該施設単独での収支計画を記載してください。

※「9 収支見通し」と整合性をとってください。

（４）償還計画

想定金利： %

（単位：円）

年 度	期首残高	借入又は 償還の額	期末残高	融資条件

※事業実施主体が連携体の場合は、改修施設を所有する農家民泊経営者等毎に償還計画を記載してください。

9 収支見通し

- ※ 2-3 事業実施主体構成員に記載する構成員のメンバーを記載してください。
 ※ 農泊実施の中心的な役割を担う法人又は当該法人になることが見込まれる団体が分かるようにアンダーラインで示してください。

・
・
・

			現在	途中目標	目標年度 (ソフト)	目標年度 (ハード)	(単位：円)
	構成員名		令和 ●年度	令和 ●年度	令和 ●年度	令和 ●年度	備考
宿泊		売上					
		宿泊者数					施設整備R●年完了
		宿泊単価					
		売上					
		宿泊者数					
		宿泊単価					
宿泊計		売上	0	0	0	0	
		宿泊者数	0	0	0	0	
飲食		売上					
		利用者数					
		単価					
		売上					
		利用者数					
		単価					
飲食計		売上	0	0	0	0	
		利用者数	0	0	0	0	
体験		売上					
		利用者数					
		単価					
		売上					
		利用者数					
		単価					
体験計		売上	0	0	0	0	
		利用者数	0	0	0	0	
その他		売上					直売所等の収益を記載
		利用者数					

		単価					
		売上					
		利用者数					
		単価					
その他計		売上	0	0	0	0	
		利用者数	0	0	0	0	
売上合計			0	0	0	0	
人件費							
・宿泊費分							例 売上の〇〇%
・飲食費分							
・体験費分							
・その他分							
販管費等							
・宿泊費分							例 売上の〇〇%
・飲食費分							
・体験費分							
・その他分							
補助金自己負担分							
その他経費							
・賃料							
・火災保険料							
経費			0	0	0	0	
経常利益			0	0	0	0	
利用者数 合計							
売上高 合計							
料金単価							

※ 事業完了年度の翌年度までに黒字化を達成する計画としてください

【体験メニューの具体的内容】

実施する体験メニューの詳細な内容、及び実施事業者について記載してください

(例)

- ・ 〇〇体験（実施主体 〇〇〇振興公社）

〇〇〇振興公社及び地元農家の方々にガイド及び受入先として協力していただき、果樹園での収穫、地元農家や地元の方々との交流を楽しんでいただく。

10 創意工夫等

- ・ 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫、事業終了後の展開に向けた創意工夫等について記載してください。

（記載例）事業の効率性を高めるため、取組初年度に〇〇から助言を受けつつ作業マニュアルを作成した上で、取組状況に合わせて内容の充実化を図る。また、事業完了後も〇〇を収益源として、〇〇や〇〇市と協力しながら持続的に取組を行う。

注 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫、事業終了後の展開に向けた創意工夫等、その他特記事項について 10 行以内で記入してください。

提案書の提出における添付資料一覧表

○農泊推進事業「農泊地域創出タイプ」の事業を希望する場合

	提出書類	確認欄
必須	令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書	☐
<提案書に添付が必要な資料>		
ア 地域協議会が実施主体となる場合		
1	地域協議会の設立が確認できる文書 (地域協議会設立見込の団体にとっては地域協議会の規約の案等を添付する)	☐
2	提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力等を判断するために必要な資料	☐
3	第3 審査の観点のうち「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料	☐
4	取組内容に係る経費の算出根拠となる積算資料	☐
イ 地域協議会以外が事業実施主体となる場合		
1	設立趣意書、定款、寄附行為、規約	☐
2	過去3年間の事業報告（設立して間もない団体については、設立後申請時点現在までの間についての事業実績が分かる資料を添付する）	☐
3	過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表、損益計算書。設立して間もない団体については、設立後申請時点までの間の資料を添付する）	☐
4	提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力等を判断するために必要な資料	☐
5	第3 審査の観点のうち「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料	☐
6	取組内容に係る経費の算出根拠となる積算資料	☐

○農泊推進事業「農泊地域経営強化タイプ」の事業を希望する場合

	提 出 書 類	確認欄
必須	令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書	☐
<提案書に添付が必要な資料>		
1	地域協議会の設立が確認できる資料	☐
2	提案者が開催した直近の総会等の資料及び予算資料並びに決算資料	☐
3	提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料	☐
4	事業費の算出決定の根拠となる資料	☐
5	過去に国からの交付金を得て、農泊事業に取り組んだ内容がわかる資料	☐
6	第3 審査の観点のうち「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料	☐
7	取組内容に係る経費の算出根拠となる積算資料	☐

○人材活用事業「専門家タイプ」の事業を希望する場合

1	どのような専門的知識を有する専門家を受け入れるのか、また、専門家による活動内容やどの程度の頻度で取組を実施するのか具体的に確認できる資料	☐
---	--	--------------------------

○「市町村・中核法人実施型」の事業を希望する場合

	提出書類	確認欄
必須	令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書	☐
必須	収支計算様式（市町村・中核法人実施型）	☐
＜提案書に添付が必要な資料＞		
ア 市町村が実施主体となる場合		
1	費用対効果分析表（施設の新設を実施する場合のみ作成し添付する）	☐
2	施設の運用方針（整備した施設の主目的や管理運営体制等が分かる資料を添付する）	☐
3	管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名	☐
4	整備対象施設又は予定地の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図	☐
5	施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料	☐
6	地域の農泊の取組に係る収支計画	☐
7	償還計画書等資金調達関係資料（資金調達の確実性や方法、返済計画の詳細が分かる資料を添付する）	☐
8	設立趣意書、定款、寄附行為、規約	☐
9	施設整備に係る全体工程表	☐
10	貸借施設整備の提案を行う場合、賃貸借契約書の写し（未締結の場合は同意書等賃貸借契約締結の確実性が確認できる書類でも可。）	☐
11	地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用する場合には、地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定されたこと（提案書類の提出時点において地域の防災計画等に位置付けられていない又は指定避難所等として指定されていない場合には、計画等案を添付することも可能。）が分かる資料	☐
12	第3 審査の観点のうち「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料	☐

イ 市町村以外が事業実施主体となる場合		
1	費用対効果分析表（施設の新設を実施する場合のみ作成し添付する）	☐
2	施設の運用方針（整備した施設の主目的や管理運営体制等が分かる資料を添付する）	☐
3	管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名	☐
4	整備対象施設又は予定地の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図	☐
5	施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料	☐
6	地域の農泊の取組に係る収支計画	☐
7	償還計画書等資金調達関係資料（資金調達の確実性や方法、返済計画の詳細が分かる資料を添付する）	☐
8	施設及び土地の所有状況関係資料（取得済みの場合は登記簿などを添付する。また、応募時点において所有権移転が未了の場合は、買収の見込み、内諾の状況が分かる資料を添付する）	☐
9	施設整備に係る全体工程表	☐
10	設立趣意書、定款、寄附行為、規約	☐
11	過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合はその内容が確認できる資料。設立して間もない団体については、設立後申請時点までの間についての事業実績が分かる資料を添付する）	☐
12	過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立して間もない団体については、設立後から現在までの資料を添付する）	☐
13	提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力等を判断するために必要な資料	☐
14	貸借施設整備の提案を行う場合、賃貸借契約書の写し（未締結の場合は同意書等賃貸借契約締結の確実性が確認できる書類でも可。）	☐
15	地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用する場合には、地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定されたこと（提案書類の提出時点において地域の防災計画等に位置付けられていない又は指定避難所等として指定されていない場合には、計画等案を添付することも可能。）が分かる資料	☐
16	金融機関等から借り入れを行う場合、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）	☐
17	第3 審査の観点のうち「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料	☐

○「農家民宿転換促進費」及び「農家民泊経営者等実施型」の事業を希望する場合

	提出書類	確認欄
必須	令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書	☐
必須	収支計算様式（農家民泊経営者等実施型）	☐
提案書に添付が必要な資料		
地域協議会と農家民泊経営者等との連携体が実施主体となる場合		
1	事業区域の存する市町村（都道府県）における旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備の整備内容が確認できる資料（農家民宿転換促進費を併せ行う場合のみ添付する）	☐
2	施設の運用方針（整備した施設の管理運営体制等が分かる資料を添付する）	☐
3	宿泊施設名並びに経営者の氏名	☐
4	整備対象施設又は予定地の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図	☐
5	施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料	☐
6	連携体の農泊の取組に係る収支計画	☐
7	施設及び土地の所有状況関係資料（登記簿などを添付する）	☐
8	設立趣意書、定款、寄附行為、規約	☐
9	農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであること並びに事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていることが確認できる資料	☐
10	地域協議会と単一又は複数の農家民泊経営者等との協定の締結が確認できる文書（提案書提出時には協定書等の案及び協定が確実に締結されることが確認できる資料でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までには協定を締結すること。）	☐
11	提案された事業を主導する地域協議会の代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料	☐
12	各農家民泊経営者等の自己負担分の返済及び施設の運営能力が確認できる資料（資金調達の確実性や方法、返済計画の詳細、運営能力が分かる資料を添付する）	☐
13	地域協議会と農家民泊経営者等との連携体の構成員である各農家民泊経営者等が、提案時までには宿泊を提供していた事及び農家民泊か否かが確認できる資料（新規開業ではないことが確認できる資料を添付する）	☐
14	地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用する場合には、地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定されたこと（提案書類の提出時点において地域の防災計画等に位置付けられていない又は指定避難所等として指定されていない場合には、計画等案を添付することも可能。）が分かる資料	☐
15	金融機関等から借入れを行う場合、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）	☐
16	第3 審査の観点のうち「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料	☐